

## 「ご存じですか？簡裁の民事調停」



### 1 民事調停とは？

民事の紛争について、調停委員会（裁判官又は民事調停官と調停委員2人以上で構成されます。）が、紛争当事者の言い分を聞き、法律的な判断を基本に置きながら、紛争の実情に応じて互譲により合意に導き、条理にかなない実情に即した解決を図ろうとするものです。

#### 調停は

話し合いで円満な解決を図る手続です。

調停は、裁判所の調停委員会のあつせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようという制度で、調停でまとまった内容は、判決と同様の効力があります。

調停では、金銭や土地・建物、交通事故、クレジット・サラ金に関する紛争などを取り扱います。

相手方との間に話し合いの可能性がある場合は、この手続によることが考えられます。



紛争の発生

## 2 民事調停事件の特色について

民事調停は、易い、早い、親しみやすい誰にでも気軽に活用できる制度です。

### ① 手続が簡単

申立てをするのに特別の法律知識は必要ありません。申立用紙と、その記入方法を説明したものが簡易裁判所の窓口にて備え付けてありますので、簡単に申立てをすることができます。終了までの手続も簡単なため、自分1人ですることができます。

### ② 円満な解決ができる

双方が納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった円満な解決ができます。

### ③ 費用が安い

裁判所に納める手数料は、訴訟に比べ安くなっています。例えば、10万円の貸金の返済を求める調停を申し立てるための手数料は500円です。

#### ④ 秘密が守られる

調停は非公開の席で行いますので、他人に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。

#### ⑤ 早く解決できる

調停では、ポイントをしばった話し合いをしますので、解決までの時間は比較的短くて済みます。通常、調停が成立するまでには平均2、3回の調停期日が開かれ、全体の90%以上が3か月以内に解決されています。



#### ⑥ 調停で解決できなくても・・・

もし、調停が整わなかった場合（調停不成立と言います。）でも、調停が不成立になったことを告知した日から2週間以内に訴訟を提起した場合は、調停の申立ての際に納付した手数料は、訴え提起の手数料に流用されます（調停の際の印紙額を証明するために、不成立証明を取ってもらう必要があります。）。

### 3 民事調停の種類について

一般市民等の中で起こる民事の紛争について調停を行います。具体的には、次のような紛争が考えられます。

●●● 主な紛争の種類と裁判手続 ●●●

紛争の種類	支払督促	調停	訴訟	少額訴訟 <sup>※</sup>
貸金、立替金	○	○	○	○
売買代金	○	○	○	○
給料、報酬	○	○	○	○
請負代金、修理代金	○	○	○	○
家賃、地代の不払	○	○	○	○
敷金、保証金の返還	○	○	○	○
損害賠償(交通事故ほか)		○	○	○
家賃、地代の改定		○	○	
建物、部屋の明渡し		○	○	
土地、建物の登記		○	○	
クレジット・サラ金問題		○	○	

※60万円以下の金銭の支払を求める場合に限りです。

### 4 民事調停の申立先（管轄裁判所）について

原則的には、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所です。そのほか、調停事件の種類によって、例えば、宅地建物調停は、宅地や建物のある場所を管轄する裁判所に申立てをすることになります。

管轄簡易裁判所	管轄区域(相手方の住所地)
神戸簡易裁判所	神戸市(中央区, 東灘区, 灘区, 兵庫区, 長田区, 須磨区, 垂水区, 北区), 三木市, 三田市
伊丹簡易裁判所	伊丹市, 宝塚市, 川西市, 川辺郡猪名川町
尼崎簡易裁判所	尼崎市
西宮簡易裁判所	西宮市, 芦屋市
明石簡易裁判所	神戸市(西区), 明石市
柏原簡易裁判所	丹波市
篠山簡易裁判所	篠山市
姫路簡易裁判所	姫路市, 相生市, 赤穂市, 赤穂郡上郡町, 朝来市生野町, 神崎郡(福崎町, 市川町, 神河町)
加古川簡易裁判所	加古川市, 高砂市, 加古郡(播磨町, 稲美町)
社簡易裁判所	西脇市, 小野市, 加西市, 多可郡多可町, 加東市
龍野簡易裁判所	たつの市, 宍粟市, 佐用郡佐用町, 揖保郡太子町
豊岡簡易裁判所	豊岡市, 養父市, 朝来市(和田山町, 山東町, 朝来町), 美方郡香美町(村岡区)
浜坂簡易裁判所	美方郡新温泉町, 美方郡香美町(小代区, 香住区)
洲本簡易裁判所	洲本市, 淡路市, 南あわじ市

## 5 民事調停の受付について

民事調停の受付は、簡易裁判所の窓口で行っています。ただし、簡易裁判所では、民事調停事件の手続案内は行いますが、あなたの立場にたった法律相談は行っておりません。

(神戸簡易裁判所の受付時間)

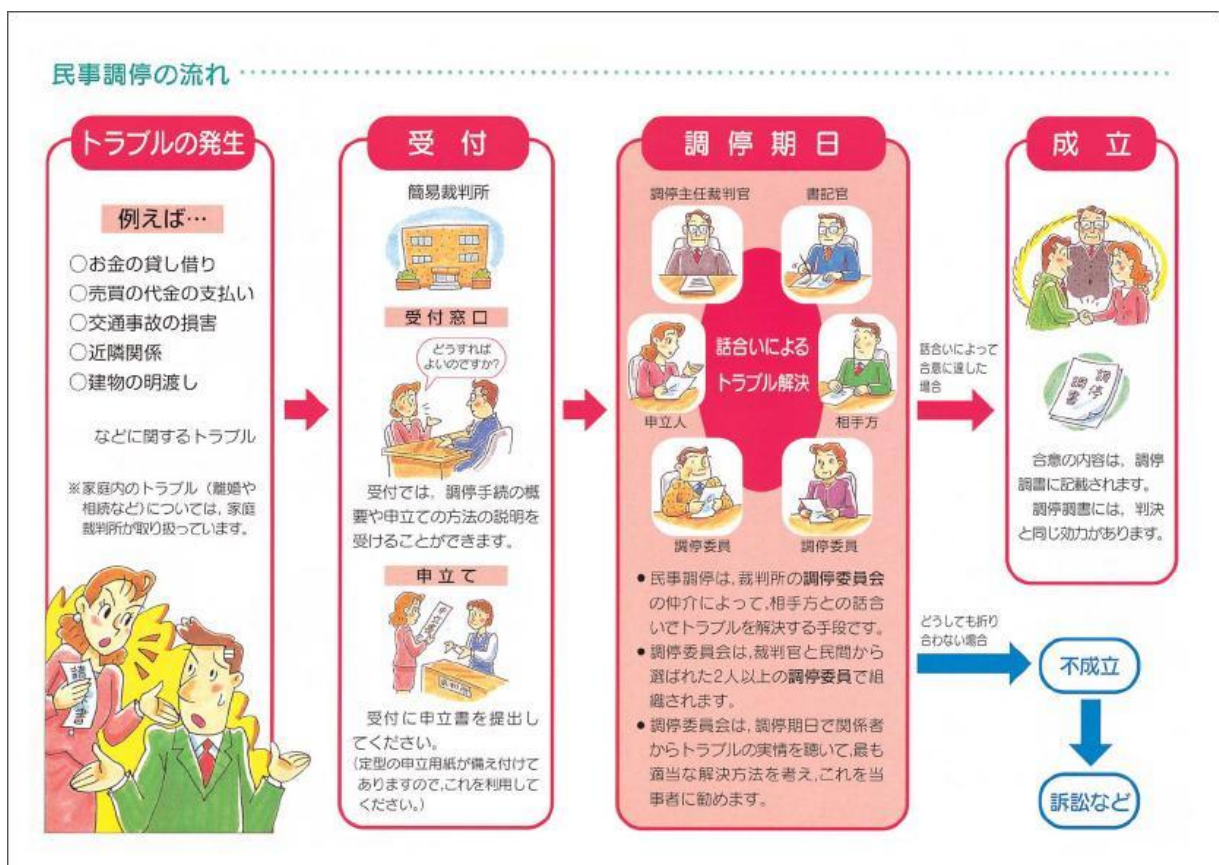
午前：午前9時から午後零時まで

午後：午後1時から午後5時まで

※ なるべく、午前は午前11時までに、午後は午後4時までにお越しください。

## 6 民事調停事件の申立てから終局までの流れについて

民事調停の申立てから終局までの流れは、次のとおりです。



7 民事調停の申立時に必要な費用は？

民事調停事件の種類や請求金額に応じて申立手数料が変わります。そのほか調停期日の通知書などを相手方等に送付する際の郵便料金（郵便切手で納めます。）が必要です（神戸簡易裁判所の場合は、相手方が1人の場合、670円程度です。）。

訴額	手数料額	訴額	手数料額	調停（ノ、ユ、メ、交、公）	
1円～10万円	500円	300万1円～320万円	10500円	82円	5枚
10万1円～20万円	1000円	320万1円～340万円	11000円	50円	4枚
20万1円～30万円	1500円	340万1円～360万円	11500円	10円	5枚
30万1円～40万円	2000円	360万1円～380万円	12000円	2円	3枚
40万1円～50万円	2500円	380万1円～400万円	12500円	1円	4枚
50万1円～60万円	3000円	400万1円～420万円	13000円	計	670円
60万1円～70万円	3500円	420万1円～440万円	13500円	相手方が1名増すごとに、82円及び2円を各3枚ずつ、10円を2枚、1円を4枚追加	
70万1円～80万円	4000円	440万1円～460万円	14000円		
80万1円～90万円	4500円	460万1円～480万円	14500円		
90万1円～100万円	5000円	480万1円～500万円	15000円		
100万1円～120万円	5500円	500万1円～550万円	16000円		
120万1円～140万円	6000円	550万1円～600万円	17000円		
140万1円～160万円	6500円	600万1円～650万円	18000円		
160万1円～180万円	7000円	650万1円～700万円	19000円		
180万1円～200万円	7500円	700万1円～750万円	20000円		
200万1円～220万円	8000円	750万1円～800万円	21000円		
220万1円～240万円	8500円	800万1円～850万円	22000円		
240万1円～260万円	9000円	850万1円～900万円	23000円		
260万1円～280万円	9500円	900万1円～950万円	24000円		
280万1円～300万円	10000円	950万1円～1000万円	25000円		

8 民事調停の申立書について

主な民事調停事件の申立書の書式と記載例は、[こちら](#)をクリックしてください。

9 申立書以外に必要な書類について

各種調停事件で提出が必要とされる基本的な証拠書類は次のとおりですが、あくまでも例示ですので、これらに限定されるということではありません。

## 証拠書類一覧表（例示）

### （貸金）

- 1 金銭消費貸借契約書
- 2 借用書
- 3 領収書
- 4 金銭の授受等を記載したメモなど

### （賃料，建物明渡（賃貸借契約終了による））

- 1 賃貸借契約書
- 2 重要事項説明書
- 3 賃料増（減）額通知書
- 4 家賃の入金状況がわかる書類（口座振込みの通帳など）
- 5 家賃支払督促，契約解除などの内容証明郵便及び配達証明書

### （敷金返還）

- 1 賃貸借契約書
- 2 重要事項説明書
- 3 敷金預かり証
- 4 敷金精算書
- 5 振込金受領書
- 6 建物明渡時の室内写真
- 7 補修等の見積書，領収証

### （賃金）

- 1 就業規則
- 2 平均月収算出の根拠となる計算書



- 3 給与，賞与の支払明細書
- 4 求人広告
- 5 退職金の基準となる資料
- 6 交通費内訳明細書
- 7 タイムカード

(交通事故損害賠償)

- 1 交通事故証明書
- 2 示談書等
- 3 事故発生状況説明図
- 4 車両等損傷部分の写真
- 5 車両等の修理の見積書，領収書
- 6 診断書，診療明細書，通院交通費内訳書
- 7 休業損害証明書
- 8 代車使用料の見積書，領収書
- 9 被害車両の車検証

(請負代金)

- 1 契約書
- 2 注文書，見積書
- 3 請求書
- 4 カタログ
- 5 納品書控

(売買代金)

- 1 契約書

- 2 納品書
- 3 請求書
- 4 売掛台帳

(過払い (不当利得) )

- 1 相手方会社の履歴事項全部証明書
- 2 金銭消費貸借契約証書
- 3 取引履歴書

#### 10 民事調停手続についての「Q&A」

その他お知りになりたいことがある方は、[こちら](#)をクリックしてください。